

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：平成28年2月10日（水）午前9時32分～午前11時45分

場 所：教育センター 2階204会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 早藤義則、石井紘一、小松泰子、貴田太史

事務局及び説明者：青木課長、大滝課長、池谷館長、鈴木副課長、長田指導主事、中村係長
川口課付

議事録署名委員：小松委員、貴田委員

※傍聴人希望なし

高橋教育長 おはようございます。ただいまより、平成28年2月の教育委員会定例会を開催いたします。先週土曜日には、梅の宴がオープンいたしました。少しずつですが、春が近付いてきたように思っています。教育委員会といたしましては、これから行政関係では、議会が2月15日から開催されてその対応、学校関係では、いろいろこれから中学校の入試だとか、卒業式、入学式という行事が続いております。また、インフルエンザが引き続き、学校が変わって今度は、東台福浦小学校で学級閉鎖になっております。こればかりは、家族がなると、その中一巡するような形になっておりますので、委員の皆様もお気を付けいただければと思っております。それでは、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。本日は小松委員と貴田委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。続きまして、皆さんにお諮りいたします。本日の秘密会についてでございます。4案件（1）報告事項⑤行政文書公開請求について、資料5、（3）議決事項①湯河原町青少年指導員の委嘱について、議案第19号、（4）その他①児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について、資料9でございます。これらにつきましては、それぞれ個人情報、人事関係の議案でございますので、秘密会とさせていただきますと思いますが、皆様いかがでしょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、この3件につきまして、秘密会とさせていただきます。

議事録の承認

（1）平成28年1月教育委員会定例会議事録の承認について

高橋教育長 それでは、平成28年1月教育委員会定例会議事録の承認に移らせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

川口課付 議事録でございますが、3カ所訂正がございます。

※訂正箇所の説明

高橋教育長 ただいま事務局から説明がありました。議事録につきまして、いかがでしょうか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 全員の賛同が得られましたので、1月教育委員会定例会の議事録につきましては、承認されました。

案件

(1) 報告事項

① 平成28年度町立湯河原美術館特別展の開催について(案)

高橋教育長 それでは、案件に移らせていただきます。(1)報告事項①平成28年度町立湯河原美術館特別展の開催について(案)を、事務局から説明をお願いいたします。

池谷美術館長 平成28年度町立湯河原美術館特別展の開催について説明いたします。

(資料に基づき、平成28年度町立湯河原美術館特別展の開催について(案)を説明)

- ・特別展「能面と能装束展」(仮称)(案)
- ・平松礼二館特別展「琳派モダン～平松礼二特別展」(仮称)(案)

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆様、何か質問、ご意見等ありますでしょうか。

早藤委員 この特別展は非常にいいことで、是非、こういうものは続けてやっていただきたいなと思います。1つ、「能面と能装束展」の件で、なかなかこういうものの企画というのは、あまり見たことがないんですけれども、ちなみにこういうものをやるときに、お能とか、あるいは狂言というものの画像での紹介、ちょっと大きめのプロジェクターに、そういうものがあると、同じ場所でもなくとも、少しこういう理解度も深まるのかなと思いますが、そういうものはやることは場所的に難しいのか、あるいはそういうものが可能なのかというのはいかがでしょうか。

池谷美術館長 今後の展覧会の企画の中で、こちらの会とも調整をするんですけれども、今、話し合いの中でも、やはり画像を見せた方がわかり易いということで、できればビデオ映像など、そういったものを考えております。

高橋教育長 先日購入した(テレビの)大きさは、何インチですか。

池谷美術館長 40インチ位です。

高橋教育長 補正予算でテレビとブルーレイを付けていただきました。40インチですとそんなに大きくはないですけども、場所にもよると思いますが。

池谷美術館長 できれば、展覧会の会場の中でもできないかとか、今、検討しているところです。

その他にも、写真パネルなどで実際の舞台の様子を観せたり、目に訴えるようなものは考えております。

高橋教育長 やはり、動くものがわかり易いですね。

早藤委員 それに加えて、お能というと邦楽も一緒に演奏されるので、能面と能装束というのが、舞台の「シテ方」とかだけでなく、その周りの演奏者の人たちのものも出てくるのか。そこまで出てくると、かなりお能を本当に観劇したというようなものも出てくるので、能舞台とは言わないけれども、できればそういうお能に関するものが一堂に会されれば、せっかくやるのであれば、いいのかなど。非常に珍しい展覧会になるのではないかと思います。

高橋教育長 中学校の教科書の中にも、そういうような記述がありましたので、できれば中学生にも見てもらえれば良いなと思います。

池谷美術館長 その他にも、実際に能楽師の方をお呼びして、能楽教室といったようなものも企画しております。

早藤委員 それはいいですね。

高橋教育長 ただ、まだ予算案でございますので、議会にご承認をお願いするということです。

他に皆さん、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

早藤委員 美術館の実績についての説明は。

池谷美術館長 参考に、後ほどご覧くださればと思います。

高橋教育長 だいぶ美術館の展覧会、お客様が増えたんですね。23日には、今度は(青梅市の)観光協会が湯河原にお泊りいただいて、美術館を見ていただけるということなので、その辺の交流がまた進んでおります。30人もいらっしゃるということです。

② 平成28年度学童保育所入所児童数について

高橋教育長 それでは、②平成28年度学童保育所入所児童数について、事務局からお願いします。

鈴木副課長 平成28年度学童保育所入所児童数について説明いたします。

(資料に基づき、平成28年度学童保育所入所児童数について説明)

- ・小学校別入所児童数、定員 等

高橋教育長 説明が終わりました。課長、今後の課題は。

大滝課長 湯河原小学校ですけども、定員が90人のところ93人、先ほど言いました厚生労

働省の勘定の仕方ですと85人ということで、定員内ということですが、実際に93人の子どもが来所する日があるというところがございます。この点、支援員を新たに配置しなければならないというところありますので、今後とも支援員の募集、今も行っておりますけれども、ご協力いただける方を探しまして、児童の保育の方で過誤のないようにしたいと思っております。

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆様、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

早藤委員 今のお話の中で、この学童保育の管理をする側、指導員の数とか、もう1つ指導員の資格の問題とかありましたけれども、その辺は28年度はクリアできる形なんでしょうか。

大滝課長 新しい学童保育の制度が始まりまして、支援員は県の講習を受けなければならないという形になっております。27年度から始まりまして、各市町へ県の方から割り振りがございました。それによりますと、27年度は5名の方が受講を済ませております。現在、21名の方が支援員としていらっしゃいますので、16名の方がまだ受けてないのですが、これは年を追いまして、順繰りに受けていただくという形で、基準を満たしていくという計画でございます。よその市町でも同じような形でございます。いっぺんに全部終わるところはございません。

高橋教育長 定員に対する充足度はどうですか。

大滝課長 定員に対しましては、先ほど申しましたとおり、湯河原小学校が90人のところを上回ってしまう日が発生するというので、今現在は、うまくローテーションで回っている状態でございますが、28年度は先ほど申し上げましたとおり、新たな方を採用するなどして、保育の方に間違いがないようにしたいと思っております。

高橋教育長 厚労省の基準は括弧内なので、これでクリアできるんですね。

大滝課長 そうです。

高橋教育長 だけれども、実質上こういう状況になるので、やはり拡充していかなければいけないということですね。

大滝課長 そうです。

高橋教育長 いわゆる小1の壁ですね。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

③ 2016湯河原温泉オレンジマラソンの参加申込者数について

高橋教育長 次に、③2016湯河原温泉オレンジマラソンの参加申込者数について、事務局から説明をお願いいたします。

大滝課長 資料3をお願いいたします。

(資料に基づき、2016湯河原温泉オレンジマラソンの参加申込者数について説明)

・参加申込者数（2月5日現在） 等

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆様、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

早藤委員 定員に足りたということで、郵便とインターネットを締め切ったのはいつになりますか。

大滝課長 1月29日が締め切りの予定でしたが、インターネットは1月29日正午に停止をかけて、締め切りをいたしました。また、窓口と郵便振り込みにつきましては、毎回そうなのですけれども、お知らせする手段がないものですから、こちらについては29日まで受け付けをさせていただいております。

早藤委員 両方とも1月29日ということですね。

大滝課長 はい、そうです。

高橋教育長 一昨日のテレビで、マラソンについて格差が出てきているということでした。人気があるところは参加者が多いけれども、だんだん減ってきているという傾向があるようです。早めに締め切りとしたんですけれども、状況的には、少しは減っているのでしょうか。

大滝課長 昨年までは、緩やかな右肩上がりでありました。ただ、ここで今、申し上げましたとおり、300人減らしたと言いますか、そういう状況ですので、ここでは下がったわけです。今までは右肩上がり、オレンジマラソンにご参加いただいております。

高橋教育長 少し減ってきているような状況ですね。中村係長、そうですね。

中村係長 数的には、担当者としても、増え方が減っているなという感じを受けております。お話を聞くと、マラソン大会自体が増えたりしている関係で、その辺の分散化もあるのかなと考えておりますが、広報の関係といたしましては、例年どおり、過去2年間の参加者、特に去年は多かったですけれども、そういう方に要項などのご案内状をお送りしたり、今回は新たにホームページのトップページに、大きく写真とゆたぽんのキャラクター入りで周知を図りましたが、結果としては、今回は若干少ない応募状況になった次第です。

高橋教育長 よろしいでしょうか。

委員 質問、意見等なし

④ 湯河原町いじめ防止基本方針（改定案）について

高橋教育長 続きまして、④湯河原町いじめ防止基本方針（改定案）について、事務局から説明をお願いいたします。

長田指導主事 資料4をご覧ください。

（資料に基づき、湯河原町いじめ防止基本方針（改定案）について説明）

・改定箇所等について 等

高橋教育長 先ほど説明がありましたSSWについては、ここで来年度予算の中でも拡充するの

とともに、身分的にも、専門家ですので、支援教育アドバイザーとともに、非常勤特別職として位置付けようと考えております。今後、それに係る規則等の制定も考えておりますので、またその際には、ご審議いただければと思います。説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

早藤委員 ソーシャルスキルトレーニングについてですけれども、9ページの表現を見ますと、中学校を中心にこれを行うというようになっております。今の長田先生の話ですと、大まかに言えば、道徳教育の1つの説明の中のものなのかなという気がしますが、これは中学生に限らずに小学生にやらないのはなぜなのかなと思います。中学生に限って明記されていますけれども、小学生でもこれは必要な部分ではないのかなと思います。中学校中心になっているのが、ちょっと解せないところなんですけれども。

長田指導主事 もちろん小学校の児童や、就学前の子どもたちにも必要なことだと思います。しかし、ここで中学校中心にと書かせていただいたのには、理由が2つあります。1つは、平成25年4月の事案を受け、第三者委員会の答申等にも、このようなことを積極的にすべきだ、という指摘がございましたので、中学校でスタートしたということです。2つ目として、現在、SSTを教育課程内で行っているのは中学校だけです。現状に即したということで、中学校中心にという表現にさせていただきました。ただし、早藤委員がおっしゃるように、小学校、または未就学の子どもたちにも必要なことですので、各学校や幼稚園・保育園でも、日々の指導の中で、類似のことは当然やっています。全くやっていないということではありません。また、中学校でSSTを実施する日や時間を、各小学校にはアナウンスさせていただいて、是非、先生方見に来てくださいという形をとっております。また、今年度の具体の実施として、中学校の特別支援学級のSSTにおきましては、各小学校の特別支援学級の児童も参加してくださいということで、ご案内しました。実際に参加できたのは、東台福浦小学校の児童だけでしたが、このような形で、中学校が現在、具体的に実施していることをきっかけとして、そこから発信することで、町内にどんどん広めていきたいと思いますという意味合いも込めさせていただいております。

早藤委員 今の説明で、なぜこうしたのかはわかりました。ただこれは、中学校の教育課程に落とし込まれているということはわかるんですけども、湯河原町のいじめ防止基本方針ですから、湯河原町としては中学校に限らず、やはり小学校、あるいは保育園・幼稚園も含めた部分というようなことにして、ここの中学校中心にという文言を抜かして、全生徒・児童にという文言にしていった方が、むしろ湯河原としては、その前の段階からこういうものやっていくというものを、ここでやることで、全体が中学生だけでないということは、もっと強く言えるんじゃないかなと思います。そういう意味では、確かに事故は中学生のことだったからということがあるにしても、やはりこの基本方針というものですから、大きくやると

いうことの方がいいんじゃないかなと思います。

長田指導主事 文言を訂正することは、町としての思いとも合っておりますので、そこは是非、反映させていただきたいと思います。ただし、現在中学校でSSTの講師をお願いしている方がNPO法人の方で、来年度、町で予算を付けていただいております。したがって、もし小学校でも実施するというのであれば、町教育委員会として、小学校にも必要であるから、3小学校でも同じようにやるべきだということを、議会等や町部局と調整するというような方針を立てていただければ、事務局として動けると思います。それが、町のために必要なことだと思います。だからこそ、基本方針にそれを落とし込むことにも意味があると考えます。

高橋教育長 やはり小学校の先生方にも認識していただく必要があると思うんですね。ですから、そういう段階を踏んでやっていく必要があるのかなと思いますし、また予算も伴いますので、そういったところも1つずつクリアしていく必要があるだろうと思います。基本方針ですから、その中に小学校へも広めていくような書きぶりをここでさせていただくと。先生にも理解していただくというような順番が必要になるかなと思います。今年度は補正予算で付けていただいたのが現状です。来年度についても、予算を付けたからやりなさいよではなくて、小学校にも必要性を感じていただくことから始めて、最終的にはそういう形になるのかなと思います。書きぶりは、今、早藤委員が言われるように、小学校への普及、拡大と言いますか、それは表現を工夫していただいてよろしいんじゃないでしょうか。

長田指導主事 思いを伝えることが必要だと思うので、最初のパラグラフのところは、全児童・生徒に対してという思いを示したいと思います。基本方針なので、早藤委員がおっしゃったように、思いは示す必要があると思います。

高橋教育長 他の委員さんはそれでよろしいでしょうか。中学校は積極的にやって、実績をつくっていますので。先ほど、東台福浦小学校のお子さんが行かれたということで、東台福浦小学校の先生も、結構いいことだということは感じていらっしゃるの、徐々に小学校の方にも普及していくというような方向で。

長田指導主事 年間、相当時数を使って、中学校でSSTを学年ごとに実施していますので、是非、教育委員の皆様も足をお運びいただきたいと思います。こういうことがSSTなのかということや、指導主事が言っているのはこういうことかという点をご覧くださいことが、大切だと思います。百聞は一見に如かずですので、お忙しいと思いますが、よろしくお願い致します。

小松委員 SSTが開催されている予定は、何を見ればよろしいですか。

青木課長 これから学校と年次計画の打ち合わせに入る予算前の段階なので、動きは見えないんですけれども。

高橋教育長 学校だよりでわかります。

青木課長 あとはイベント前、運動会の前などに想定されるような場面を作って、自分がこういうことを言ったらどうなのかなというのをトレーニングするようになっていきますので、大きなイベントの前にやるようなことを、校長先生はおっしゃっていました。

高橋教育長 教育委員会定例会は毎月やっているわけですから、その前に、あらかじめお知らせすることはできますか。

長田指導主事 できます。行事予定表には必ず落とし込まれているのですがけれども、お子さまが中学校にいない場合はわかりません。地方紙などにも、「〇月△日 2年生SST」などと書いてあります。

高橋教育長 広報には載ってないんですか。

長田指導主事 広報は確認できておりません。

高橋教育長 いずれにしても、定例会がありますから、あらかじめ、「いつありますよ」というお知らせは、今後していくべきではないでしょうか。

長田指導主事 わかりました。

高橋教育長 皆さん、いかがでしょうか。課長、これは町の方針なので、決裁をとらないといけませんね。

青木課長 まず改定案で教育委員さんにお示しをして、それから報告を挙げさせていただきます。

高橋教育長 そういう形になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

⑥ 「先生方のためのエネルギー環境問題研修会」後援について

高橋教育長 続きまして、⑥「先生方のためのエネルギー環境問題研修会」後援について、事務局から説明をお願いいたします。

青木課長 資料6をお願いいたします。

(資料に基づき、「先生方のためのエネルギー環境問題研修会」後援について説明)

- ・申請者、事業の目的、事業の内容、開催日、開催場所、参加対象者、参加予定人数 等

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆様、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

⑦ 「『チームゆがわら』の構築に向けて」について

高橋教育長 続きまして、⑦「『チームゆがわら』の構築に向けて」について、事務局から説明をお願いいたします。

長田指導主事 資料7をご覧ください。

(資料に基づき、『チームゆがわら』の構築に向けて)について説明)

- ・チームとしての学校のあり方について
- ・『チームゆがわら』の主な専門スタッフについて
- ・『チームゆがわら』の必要性について 等

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆様、ご意見、質問等はございますでしょうか。この件につきましては、国の方も法案化ということも、今後控えているようです。

小松委員 先月、前の山本委員に代わって、要保護児童対策地域協議会に出席させていただきました。虐待の事例をたくさん、そこで初めて知りました。結構、小中学生の中にもネグレクトというか、精神的な虐待も多いと伺いました。その会議に、中学校の校長先生も、校長先生の代表として出られていたんですが、幼・保・小・中の連携を非常に訴えられていました。その会議に出てこられた方の中には、幼稚園の保護者の代表、保育園の保護者の代表の方もいらしたんですけれども、みんな結構意識が高くて、やはり兄弟関係とかもあるでしょうし、全体の連携というものが必要なのかなということを思いました。これと結び付くかどうかはわからないんですけれども、町全体でという考えでいいんですよね。

長田指導主事 お示しさせていただいたとおり、当然地域の中には、町役場の町長部局がありますし、幼少期から関わっている保健センター、幼稚園、保育園、子育て支援センターゆたぼんなど、いろいろな情報を持っているところがあります。それらの情報が、子どもたちのためという視点で共有されていくことが、この町にとって、すごく大事なことで、それが子どもたちのためになるのだと思います。それぞれができることは限られていますが、それぞれができることを100%でやるのがとても大事で、何ができるか、また何をすべきかということは、情報から吟味することだと思います。したがって、情報を共有という点において、小松委員が参加された要対協も含めて、とても大事な会議だと思います。一番大事なのは、顔が見える関係だと思います。この人に相談してみようとか、この課題であればこの人につなげようとか、そういうことが大事であると思います。

小松委員 民生委員さんもいらしたんですけど、すごく児童のことに對して、特に問題意識を持っていらして、やはり縦割り行政というか、福祉は福祉というか、虐待はどうしても福祉寄りになっているのかなと感じて、全体で情報を共有できて、手を差し伸べられる人が身近にいて、つなげていけるようなことが必要だなと感じたので、うまくこちらが進んでいけばと思います。

高橋教育長 虐待などは特に、教育現場とか保育園とか、それから医者とか、そういうところが一番身近に感じているんじゃないかなと思うので、そういう方がメンバーに入っているというのは、非常に重要なのかなと思います。国の中教審の方では、部活動の支援員とか、そういうようなものもチーム学校の中の役割があるということが出ております。なかなか身分的

なものとか待遇面とか難しいものがあるので、実際には、ボランティアとしてご活躍していただくしか、今のところはないです。

早藤委員 SSSのスクールスタディサポートというのは、教室に入りこんでということが書いてありますが、授業の科目に関係なく、ずっとその教室にいるんですか。それとも、数学なら数学だけとか、科目ごとにいるんですか。

長田指導主事 学校の状況やクラスの状況にもよります。小学校においては、主に低学年を中心に入り込んでいただいています。例えば1年生ですと、入学して間もない時は、生活面がなかなか整わないことがありますので、2クラスあれば、交互に入り込んで支援することもあります。また、2年生で、算数に少しつまずきが出てきたときには、算数の授業だけ入るといようなこともあります。中学校においては、生徒の人数に対してSSSの人数が非常に少ないので、特定の生徒に特化した入り方をいただいている場合もあります。このように、各学校・クラスの状況により、入り方は様々です。

早藤委員 そのSSSの人たちというのは、常にどこかのサポートをしているというふうに考えていいわけですか。

長田指導主事 そうです。

早藤委員 それは、その学校の中で、校長先生を含めた管理職の人たちと、いつの時間帯にどの教室にというのは、1週間、あるいは1カ月のスケジュールの中で決まってくるものなんですか。

長田指導主事 当然、予定は組まれていますが、イレギュラーなことが起きて、そちらの対応をする場合がありますけれども、基本的には、ある程度のスパンの中で動きは決められております。教科担当と打ち合わせをしないと、どのような入り込み方をしたらいいかがわからないですし、生徒指導・児童指導の場合であれば、どのような役割で入るべきかということの打ち合わせがなければ、効果的な指導にはならないと思います。

早藤委員 その打ち合わせというのは、たとえば前日であるとか、朝であるとか、あるいは休み時間とか、そういうときにやるものなんですか。

長田指導主事 そうです。

早藤委員 短い時間ですね。

長田指導主事 それでやっていただいております。しかし、実際には、教員同士の打ち合わせの時間もとれないくらい、先生方は忙しいので、十分とは言えないかもしれません。

高橋教育長 他にありませんでしょうか。

委員 質問、意見等なし

⑧ 第60回湯河原町民大学について

高橋教育長 次に⑧第60回湯河原町民大学について、事務局から説明をお願いいたします。

大滝課長 資料8をお願いいたします。

(資料に基づき、第60回湯河原町民大学について説明)

・講義日程表(講義日、講義題目、講師、会場、内容等) 等

高橋教育長 説明が終わりました。何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。公開講座は、4月と10月になっております。

大滝課長 説明が足りず、申し訳ございません。4月のオープニング講演と10月の記念講演でございしますが、こちらはそれぞれ無料で公開という形です。受講者の方にはもちろん前の方に座っていただくような形をとりまして、受講生でなくても、それぞれ講義をお聞きいただくことができるような、自由に入れるような形で、受付の方法等はまた考えていきますけれども、そのような形で無料で公開をしたいと思っております。

早藤委員 知名度からいくと、6月の細川さんあたりの話も聞きたいなんていう人が、当日、聞きたいという問い合わせが、きっと来るんじゃないかなという気がするんですけども、図書館だと当然定員がありますから、観光会館でとかっていうことは考えられないんですか。

大滝課長 運営委員会の方で決めた内容でもありますので、私どもで「じゃあ、そうしましょう」とは、なかなか言えないのですけれども、そういう声があるということはお伝えできるのかなと思っております。また、場所が頻繁に変わりますと、受講生の方々、また受講生でない方にもご迷惑がかかりますので、その辺運営委員会の方に、そういう声があったとお伝えしたいと思います。

高橋教育長 学長に確認したんですよ。

鈴木副課長 学長には、そのようなご希望があった場合には、ご検討いただけますかということでは打診してございます。あわせまして、町民体育館は一応仮押さえしておりますが、運営委員会で決めることですので、そのような形で希望される可能性がありますということは、学長にお伝えしてございます。

高橋教育長 他にございますか。これも予算を伴うものですので、予算審議を待つということになります。

石井委員 10月に野依さんが来られますよね。これは町民大学としてPRするんですか。

高橋教育長 公開講座としてです。

石井委員 PRする方法は、「町民大学の中でこういうのがあります。」というだけですか。

大滝課長 その他に、広報誌、地方紙、ホームページなど、可能な限りPRしていきたいと思っております。

石井委員 せっかく来ていただくのだからかなり宣伝しないと、体育館なんか集まるかどうか分からないんじゃないですか。疎らではしょうがない。

大滝課長 受講生だけでは。その点は考えたいと思っております。

石井委員 50周年の記念講演のときも、相当集まったんですか。

高橋教育長 そんなに集まっていないです。ウエルシティでやりました。

石井委員 いずれにしても、集めなければしょうがないですね。

高橋教育長 野依さんご自身は、子どもに聞いてもらいたいというご意向があるようです。ですから、決まったら、校長会にも諮って。ただ、土曜日で休みの日ですので。

石井委員 うまくPRして、多くの人が来られるようにしてください。

早藤委員 50周年の時に小柴さんの講演という話があって、でもそれは年齢的に向こうが難しいというので、その話はなくなったというふうに私は記憶しています。やはり、ノーベル賞受賞者の方が来てくれるというのは、これはすごいです。本当にいい記念講演になるのではないのでしょうか。今、石井委員が言われるように、それには町民こぞって行くぐらいのことでないと。

高橋教育長 はがきで制限するぐらいに来ていただければいいんでしょうけれども。

石井委員 本人がやる気満々で、せっかく来てくれるんだけど、湯河原がそんなに反応しなかったらいけない。可能性が大ではないですか。

高橋教育長 非常に難しい部門、化学賞ですからね。

早藤委員 こういう方は、話は上手だと思います。慣れてもいると思います。

高橋教育長 誰が聞いてもというような内容なので。ですから、ご自分の人生みたいな形になってくると思います。

貴田委員 10月15日は、小学校の運動会にぶつかるんじゃないですか。

大滝課長 町民大学の方は、毎月第3土曜日という形で、日が決まっております。もちろん、わざと日をぶつけたわけではございません。

高橋教育長 運動会とぶつかっているんですか。

長田指導主事 吉浜小学校の運動会が15日です。

石井委員 日程を変えたら。これから契約するんじゃないの。

高橋教育長 午後2時からですか。

大滝課長 10月は記念式典もありまして、それが午後1時半位を予定しております。式典が30分程度で、午後2時から野依先生の講演が1時間半位という形で予定しております。

貴田委員 せっかくの講演なので、ちょっともったいないなと思います。

高橋教育長 調整した方がいいですね。もう無理ですか。

青木課長 去年の10月位の段階で、ほぼ学校で確定してしまっています。3小学校で調整して1週後が湯河原小学校と東台福浦小学校です。それを逆転しようかと調整していたんですが、急にはできないということです。年間の予定をずらしずらしと、また、3週、4週を交換と、

やっていきましようかということも話していたんですが。

高橋教育長 運動会は午後3時頃に終わるんですか。

青木課長 3時過ぎまでかかるのではないかと思います。

長田指導主事 撤収まで含めると、午後3時は過ぎてしまうかも知れません。

高橋教育長 町民大学は、もう決まっています。ですから、こちらを変えるというのは、なかなか難しい部分があるのかなと思います。

早藤委員 まして講演者がこれだけの方で、予約しているんですから、それは無理だと思います。

高橋教育長 野依さんは、ビッグネームですので、ちょうど60周年で目玉（講演）を探していた時期ですので、ここに決まった経緯があります。

早藤委員 野依さんが来たら、これはすごいと思います。町民大学はこれで当然ですが、小学校の運動会は変えられないんですね。

高橋教育長 難しいと思います。3校一緒にはできないので、2校と1校にしますから、どうしてもこういうふうになります。

早藤委員 なぜ3校一緒にはできないんですか。

高橋教育長 行き来するという話です。

青木課長 町内でパートなどで働いている親御さんが、同じタイミングでは休めないということで、学校に苦情が来たらしいです。どちらが休むかとか、私が先に言ったから休むとか休めないとか。スーパーなどで働いている方などです。それで東台福浦小学校と分けて、日はずらそうということになっています。学校は基本的に、吉浜小学校が一番多いので、吉浜小学校が単独で開催し、湯河原小学校と東台福浦小学校は同じ日となっています。今回、第3・第4土曜日と決まっているので、吉浜小学校を第4にして、湯河原小学校を第3にできないかという意見が出て、昨年の11月位に、そういう案が出ているので、検討できないですかと投げかけたんですけども、今年の運動会でアナウンスができていれば、変更もできたけれども、それがすでに定例になっているとのことです。来年はこの形でやらせてほしいということであれば、次の運動会で、来年は第4週になりますとアナウンスをしますということでしたので。

早藤委員 でも、これはもうしょうがないですね。町民大学の講師が、たまたまこの日になったということだけですから。でも、湯河原町がノーベル賞受賞者を呼べるなんてすごいですよね。

高橋教育長 これも平松先生のご紹介です。

石井委員 平松さんが言うには、去年の東台福浦小学校の講演の時に、一緒に来たいと言っていたそうです。それを平松さんが止めたということです。名古屋出身の関係らしいです。

大滝課長 現在、日本科学振興機構にいらっしゃいます。以前は、理研にいらっしゃいました。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

⑨ 「平成27年度教育委員会の点検・評価について」

高橋教育長 次に⑨「平成27年度教育委員会の点検・評価」について、事務局から説明をお願いいたします。

青木課長 資料12になります。

(資料に基づき、「平成27年度教育委員会の点検・評価」について説明)

・平成27年度教育委員会の点検・評価(平成26年度事務事業対象)

評価(自己評価)方法の変更点、点検及び評価の結果、評価委員の総合評価等

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

尚、申し遅れましたが、教育部長は本日、行政運営会議が重なっておりまして、そちらに出席しておりまして、定例会は欠席でございます。

早藤委員 この点検評価の中に、事業に対する委員会の仕事内容についての点検をしていただいているのはわかるんですけど、教育施設に関する内容が見当たらないんですが、そういうものはありますか。教育施設についての外から見た評価ということですか。

高橋教育長 ハード部分でしょうか。それは今後の課題、30ページにあります。

青木課長 教育施設につきましては、老朽化が進んでいるということで、引き続き施設の改修や修繕は、優先順位を付けた中で、どんどん進めてくださいと。学校施設だけでなく、美術館のエレベーターの問題とか、足が不自由な方がなかなか見学できにくいような状況も、改善できるようなものを少し考えられないかというようなご意見をいただいております。

早藤委員 総合的なものだけで、個別のものはないわけですか。

青木課長 1つ1つの事業政策の中で、指摘されております。

高橋教育長 町の課題でもあります。

早藤委員 やはり事業内容だけでなく、そういうものも、こういうところからの点検・評価というものがあると、見方が違ってくるのかなと思います。

高橋教育長 そういう委員の方のお声がありましたので、その辺も漏れなく記載させていただきました。他にございますか。厚いものですので、ご覧になっていただいて、ご意見等がありましたら、よろしくお願ひいたします。

委員 質問、意見等なし

(2) 協議事項

① 湯河原町民体育館の利用に関する内規について

高橋教育長 それでは、(2) 協議事項に移らせていただきます。継続協議となっている①湯河原町民体育館の利用に関する内規について、事務局から説明をお願いいたします。

中村係長 資料をご覧ください。

(資料に基づき、湯河原町民体育館の利用に関する内規について説明)

・修正箇所について 等

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆様、いかがでしょうか。

早藤委員 6番の飲食を伴う利用についてですが、この内規の中に、例外としてのところを設けることはないんじゃないかなと思うんです。これを内規の中に明言することは、例外を内規の中に入れること自体がおかしいんじゃないかなと思います。内規はあくまでも内規であって、例外の対応はその都度すべきものであると思うし、後援がどうの、推薦がどうのというものは、ここに明文化されるものではないと思います。あくまでも原則として、「控室及びギャラリーとする。」と。なお、「その場所に敷物等による養生を行い、床が汚損しないように保護しなければならない」位のものとして、これこれはOKですよということを、ここで明言することは必要ないし、おかしいと思います。

高橋教育長 事務局はどうですか。

中村係長 早藤委員がおっしゃられたところは、原則の部分がありまして、アリーナでは飲食を可能にしたいという形で、今回内規を定めさせていただきました。早藤委員のお話で、「例外として」ということを外すということを考えますと、体育館の中での飲食について協議するという形で、場所を指定せずに、協議によって、どの場所で飲食することが可能にできるというような解釈を、事務局としてやらせていただきたいと考えております。

高橋教育長 早藤委員のおっしゃるのは、その都度委員会に諮って協議しようということですか。

早藤委員 委員会に諮らなくても、事務局サイドでできるようなものだったら、それでいいと思うんですけれども。

高橋教育長 その条件として、こういうものを満たしていれば、事務局で対応できるということなので、あらかじめご了承ください。

早藤委員 でも、内規に例外がありますよということでは、内規はおかしいと思います。

石井委員 早藤委員が言われていますけど、例外としては、委託事業、後援、推薦などはいらないのではないですか。ただ、原則にアリーナは入っていないので、アリーナで飲食する場合は、その場所を養生するというような形で。

高橋教育長 事務局が一番困るのは、こんなイベントをやるんだけど、飲食してもいいかというときに、その基準となるものがないんです。そうすると、この前もそうだったんですけど、教育委員会に諮りして、決定していただくという方法しかないのかなと思います。

石井委員 そうでなければ、「教育委員会がやる場合は」という言い方をすればいいんじゃないで

すか。主催がどうか、委託がどうかは、必要ではないんじゃないですか。

大滝課長 やはり飲食を認めるという中で、後援など、町が絡むという言い方が正しいかどうかわかりませんが、そういうものがあつた場合には、OKを出していくということが目的なわけです。いままでこういう決まりがなかったので、今回、ハロウィンの時なども定例会でお諮りさせていただいたということがあるのですけれども、その辺をスムーズに進めるためにも、こういう形でやらせていただきたいというところが目的です。そういうことで「協賛」「推薦」等の文言が入れてあるのですが、そういう形でやらせていただけたらと思っております。

高橋教育長 今、早藤委員から、このただし書き以降はなくすというご意見でしょうか。「ただし」のところから、「飲食することができる。」のところまででしょうか。「いずれの場合においても」までですね。他の委員の皆さんはいかがでしょう。

早藤委員 それとはまた別になるんですけれども、飲食の中には、ごく普通にアルコールが入るわけですね。そうしたら、やっぱりこれはアルコールが普通に入って当然だと、これはまづいと思います。

高橋教育長 アルコールは禁止ということでよろしいでしょうか。

早藤委員 少なくとも、それはしなければいけないから、それこそ場合によって違うだろうから、そこはその場で確認をしていくという作業ができるようにするためには、この文言が入っているとまづいと思います。

高橋教育長 ケースバイケースということでしょうか。

早藤委員 要は、アルコールは禁止なんだけれども、「アルコール禁止」なんて元々から書かずにおけば、アリーナでの飲食は基本的にはないというものとしておいて、ただ、今、課長が言われるように、場合によって認めるときであっても、アルコールはいけませんよということだけはしていかなければ。施設保護も含めて。

高橋教育長 原則禁止ということですね。アルコールは禁止ですよと。

早藤委員 もちろん、施設の中でのアルコール禁止、それは当然だと思います。

高橋教育長 それは大原則ということでよろしいでしょうか。

早藤委員 私はそう思います。だけど、その書き方で、また別にアルコールは禁止とかっていうように書かないで済むようにするためには、ここから後ろは全部なしにしておけば、その都度あつたときに、基本的にアルコールはいけないんですよということがはっきり言える。

高橋教育長 事務局が、申請が来た時に、いろいろ提案があつて、非常に悩むんですね。そのときにやはり、教育委員会としてアルコールはだめなんだということよろしいですか。

早藤委員 内規とは別にしても。

高橋教育長 これは内規として出ささせていただいていますけれども、基準でだめだということ

すね。

早藤委員 私はそう思います。体育館というものの中では。

高橋教育長 飲酒以外の飲食に関してはどうでしょうか。

石井委員 アルコールを飲むというのは、今までの例の中にあっただけですか。今後もあり得るんですか。

高橋教育長 今後もあり得ます。ないとは言えないと思います。

早藤委員 今まで、無許可でというか、アルコールを飲酒したということで、その団体の使用を禁止していますよね。そういう経緯もある中で、やはりここは、はっきりと。普通はどこを見ても、体育館施設の中でというのはないと思いますけれども。

高橋教育長 他のアリーナでは多目的利用されています。小田原市などはどうですか。

中村係長 小田原市の担当に電話で確認したところ、アルコールを禁止したというふうに聞いております。それで飲食イベントをやる場合には、養生をとということですので、アルコールにつきましても、私どもで近隣市町に確認したところ、やはり不可のところはほとんどです。ただし、飲食をやっているところもございまして。アルコールを提供したという体育施設もございまして。私が調べました内容では、2市8町の中で、1町はアルコールを提供したということを確認しております。

高橋教育長 小田原市もやっていないんですね。

中村係長 やっておりません。

高橋教育長 そういう状況です。飲酒の問題は、前回は禁止したんですね。

中村係長 はい。

高橋教育長 では、引き続き禁止という方向でよろしいでしょうか。ここで再確認ということではいかがでしょうか。

貴田委員 そのような大人数集まるような状況で飲酒をする場合は、観光会館を利用するということになるのでしょうか。

中村係長 場所が観光会館と特定されるかわかりませんが。

高橋教育長 観光会館しかありません。そういう人数の集まるのは。確かに、体育施設等の多目的利用というのを検討しておりますけれども、そうなった段階では、そういうふうな方向も考えていかなければならないのかなと思います。現状では体育館ですので。飲酒は禁止ということで、皆さんよろしいでしょうか。飲食に関しては、またその都度、状況でお諮りして、どういったことにしろ、状況を説明しなければいけないと思いますので、それでご判断いただくということではよろしいでしょうか。

中村係長 内規の方向といたしましては、アリーナでのことについては、どのような形になりますでしょうか。先ほどのお話ですと、原則としてという部分は残るということでしたので、

アリーナを除く部分は、内規上残るといふ形になるかと思ひます。アリーナの使用するところまでは協議ですね。

高橋教育長 そうです。そういう形でよろしいですか。

石井委員 「原則としては」は、いらなくなる。「原則としては」は、例外があるから。この場合、「ギャラリーとする。」までは生かして、あとは削除する。「原則として」も削除する。いずれにしても、実際の時には協議しなければならないから。

高橋教育長 そうですね。事務局、よろしいですか。

中村係長 わかりました。

② 中学校給食について

高橋教育長 続きまして、②中学校給食について、協議第28号を、事務局から説明をお願いいたします。

青木課長 協議第28号になります。

(資料に基づき、中学校給食について説明)

・経過、今後の方向性 等

高橋教育長 説明が終わりました。総合教育会議で、最終的な結論が町長の方からお話がありましたので、これをもって、議会の方には報告をさせていただきたいと思ひますが、委員の皆さん、如何でしょうか。

小松委員 保護者に対して、この結果の周知はどのような形になりますか。

青木課長 新たに実施ができるということであれば、きちんとした説明会を開くべきなのかなと思ひますが、実際に決まった答えが、滞ってしまったことになるので、紙ベースで、委員会を経たあとに、各小・中学校保護者に向けた報告を出そうと思ひております。

石井委員 町長が総合教育会議の中で、来年度給食をやらないという理由付けと一緒に考えようと言ひました。そこが問題なんです。うっかり保護者に説明するわけにいかない。議会に説明するのはしょうがない。ただ、その理由をはっきりさせないと、色々あるんじゃないでしょうか。

高橋教育長 今、石井委員から意見がありましたが、理由の案ができましたら、またお諮りします。文書でお諮りするか、まだ総務文教・福祉常任委員会もありますので、そういった状況を見ながら、皆さんにお諮りするよう。定例会でなくても、その間に文書でも照会するような形にさせていただければと思ひます。

石井委員 本来は、ここに書いてあるとおりに言ってもいいんだけど、総合教育会議があるから、特にそこを協議していかないといけないと、私は思ひます。

高橋教育長 その辺は慎重にいたします。

早藤委員 今、石井委員が言われたとおりでいいと思います。その返答については、時期は、きちんと回答ができてからになるというふうに理解しています。ただ、「まとめ」の一番最後にある文章で、どうも私には理解できないのは、保護者の気持ちはわかるけれども、給食の代替えになるような手法を検討していく、この給食の代替えになる手法というのは、余計わからなくなる。この言葉になると、代わりの物を出しますよになってきてしまう。そういう文章はどうなのかなと。教育長がこの中で、こういう保護者の意向は重く受け止めて、何らかの検討をしていくという言葉は、すごくそのとおりでわかるんだけど、こういう方法になると、何か逆に具体的なものを出さなきゃいけないように考えてしまいます。ちょっとこの「まとめ」はどうかなというふうに思いました。

高橋教育長 よろしければ、私の発言した内容に替えさせていただいた方がよろしいでしょうか。

早藤委員 そのままの方がいいと思います。これは、あの時の話と違う内容になっています。

高橋教育長 最後は私の思いもありましたので、発言させていただいたことです。事務局、よろしいですか。

青木課長 わかりました。

高橋教育長 ご指摘ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委員 質問、意見等なし

(3) 議決事項

② 平成28年度当初予算について

高橋教育長 次に(3)議決事項に移らせていただきます。②平成28年度当初予算について、事務局から説明をお願いいたします。

青木課長 議案第20号になります。

(資料に基づき、平成28年度当初予算について説明)

- ・平成28年度主要事業 学校教育課

大滝課長 社会教育についてでございます。

(資料に基づき、平成28年度当初予算について説明)

- ・平成28年度主要事業 社会教育課、図書館、美術館、保健体育

高橋教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 議案第20号については、可決でよろしいですか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは議案第20号については、全員賛成で可決されました。

(4) その他

② 子どもフォーラムについて

高橋教育長 続きまして、(4) その他②子どもフォーラムについて、事務局から説明をお願いいたします。

長田指導主事 資料10をごらんください。

(資料に基づき、子どもフォーラムについて説明)

- ・子どもフォーラム参加人数の推移(平成25年度～平成27年度) 等

高橋教育長 説明が終わりました。これにつきまして、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

小松委員 DAY7の午後に参加させていただいた時、大学生がお見えになっていて、居場所づくりということをしていました。それはどういうことですか。

高橋教育長 それは未病の関係で、慶応大学の先生が関わっておりまして、子どもたちの居場所の確保をテーマにやっております。それには大人も子どもも一緒に参加して、色々なことをやっていこうと。それが未病につながっていくというようなお話らしいです。所管は地域政策課ですけれども、今回の山田さんも絡んでおりまして、その関係でお声かけして、大学生に来ていただいたということです。湯河原で色々、講演会等もやっておりますから、そのたびに来ていただいている方です。

小松委員 実際に、湯河原の子どもたちも参加しているんですか。

高橋教育長 参加したりしています。千葉などでの講演会に参加したり、吉浜小学校の校長先生も参加したりしています。よろしいですか。

委員 質問、意見等なし

③ 要請書について

高橋教育長 次に③要請書について、事務局から説明をお願いいたします。

青木課長 資料11になります。

(資料に基づき、要請書について説明)

- ・学校事務職員課題に関する要請書(学校事務職員労働組合神奈川)

④ その他

川口課付

- ・小中学校・幼稚園の卒業式・入学式の出席者及び配車予定表
- ・教育委員の充て職等の状況表

高橋教育長 ここで公開の部は終了いたします。

※秘密会

案件

(1) 報告事項

⑤ 行政文書公開請求について

高橋教育長 秘密会に移らせていただきます。(1) 報告事項⑤行政文書公開請求について、事務局から説明をお願いいたします。

青木課長 資料5になります。

(資料に基づき、行政文書公開請求について説明)

(3) 議決事項

① 湯河原町青少年指導員の委嘱について

高橋教育長 次に(3) 議決事項①湯河原町青少年指導員の委嘱について、議案第19号を、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木副課長 議案第19号になります。

(資料に基づき、湯河原町青少年指導員の委嘱について説明)

※地方教育行政の組織運営に関する法律の規定により貴田委員退席

(4) その他

① 児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について

※貴代委員着席

高橋教育長 次に(4) その他①児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について、事務局から説明をお願いいたします。

青木課長 資料9になります。

(資料に基づき、児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について 説明)

※秘密会終了

高橋教育長 それでは、次回開催の日程でございます。4月定例会の日程ですが、4月20日(水)の午前9時半で皆さん、ご予約はいかがでしょうか。よろしければ、それで調整させていただきます。3月定例会については、3月28日(月)午後1時半からということです。

川口課付 平成27年度退職辞令交付式でございますが、3月31日(木)午前10時から、こちらの204会議室で開催いたします。もう1点、教職員辞令交付式を4月1日(金)午前9時から、201会議室で開催いたします。ご出席をよろしくお願いいたします。後日、ご

案内をさせていただきます。

高橋教育長 連日で恐縮でございますが、ご参加のほどよろしくお願いたします。それでは、
以上をもちまして、2月の教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

終了 午前11時45分